

大分県 外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会設置要綱

(設置)

第1条 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の改正を受け、大分県の外国人材の受入れ・共生に向けた取組を県と市町村とが連携して推進することを目的に、「大分県 外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 外国人材の受入れ・共生に関する情報収集及び共有に関すること。
- (2) 外国人材の受入れ・共生に関する県及び市町村の関係施策・事業の連携に関すること。
- (3) その他外国人材の受入れ・共生に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会長は大分県商工労働部長をもって充て、協議会を総理する。
- 3 会長は、必要に応じて会員を追加することができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第5条 協議会の事務は、商工労働部雇用労働政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

大分県商工労働部長
市町村振興課長
国際政策課長
雇用労働政策課長
各市町村において第 2 条に規定する事務を所
管する部 (部がない組織は課又は室) の長